

＜一般委託＞

小動物の死体収集・運搬、処分及び受付業務委託(長期継続契約)仕様書

小動物の死体収集・運搬、処分及び受付業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	この仕様書は、小動物の死体の収集・運搬、焼却処分及び受付業務を委託するにあたり、受託者の業務内容について定めるものとする。
2	履行期間	平成30年(2018年)7月1日から平成32年(2020年)3月31日
3	施行場所	収集・運搬は、市内全域(猿島を除く) 受付及び処分は、公郷町1-26 小動物焼却施設
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)横須賀市の一般廃棄物処理業に関する以下の許可を有すること。 業務の種類:一般廃棄物収集運搬業 廃棄物の種類:一般廃棄物(ごみ) (2)本業務の焼却処分に従事する者は消防法第13条の2に規定する「危険物取扱者免状」三種以上を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部資源循環推進課 中田 聡一 電話:046-822-8469 (小動物焼却施設 電話:046-836-4195)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

## 委託代金額内訳書

### 1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
平成30年度	円	平成30年 7月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	平成31年 3月31日まで

### 2 初年度業務別内訳書（税抜）

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
小動物の死体収集・運搬、 処分及び受付	月	9		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。  
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量（月数）を乗じた額となります。

### 3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
平成31年度	円	平成31年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

## 長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

### （契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

### （委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。  
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。  
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
  - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
  - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
  - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

### （その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

## 小動物の死体収集・運搬、処分及び受付業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する一般廃棄物である小動物の死体について、収集運搬、中間処理（焼却）及び受付業務を委託するにあたり、受託者の業務内容について定めるものとする。

### 2 履行期間

平成30年（2018年）7月1日から平成32年（2020年）3月31日

### 3 業務を行わない日

収集運搬及び受付業務	1月1日から1月3日まで
中間処理（焼却）業務	日曜日及び1月1日から1月3日まで ※2回/年焼却炉の保守点検あり

### 4 業務時間

受付業務	午前8時30分から午後5時まで
収集運搬業務	午前8時から午後4時まで ※午後4時までに収集運搬が終了できない場合は、翌日収集とする。
中間処理（焼却）業務	午前8時から午後5時まで ※但し、当日中に焼却処分する必要がある場合はこの限りでない。

### 5 収集運搬の区域

横須賀市内全域とする。ただし、猿島を除く。

### 6 受付及び処分場所

横須賀市資源循環部所管の小動物焼却施設（横須賀市公郷町1-26）（以下、「施設」という。）において受付及び中間処理（焼却）を行うものとする。

### 7 受託者が用意する人員及び機材

受託者は、次に定める人員等を確保し、業務に支障をきたすことのないようにしなければならない。

#### (1) 人員

収集運搬	2名以上
中間処理（焼却）	2名以上
受付	2名以上

(2) 機材

収集運搬車両	1台以上（軽自動車・貨物・バン） ※燃料費、維持管理費、保険料等の当該車両に係る経費は受託者の負担とする。
--------	--

8 業務の内容

業務内訳	内容
収集運搬業務	次の小動物の死体の収集及び施設への運搬 ・委託者が指示した小動物の死体 ・市民等から依頼または通報があった小動物の死体 ※豚、馬、牛、ヤギ、羊を除く ①依頼者への火葬依頼書記入依頼、説明（返骨の有無等） ②死体の重量計測
中間処理（焼却）業務	次の小動物の死体の保管、焼却処分、返骨作業及び焼却後の廃棄物処理（※焼却中に炉の開閉は行わない） ・収集運搬業務で規定する小動物の死体 ・施設に持ち込まれた小動物の死体
受付業務	市民等からの小動物の死体収集、施設持込に関する電話受付、来所者の受付、返骨に伴う事務作業 上記に伴う問い合わせ対応 ①依頼者への火葬依頼書記入依頼、説明（返骨の有無等） ②死体の重量計測 ③返骨依頼のあった焼骨の保管管理作業 ④返骨に伴う作業
その他の業務	・焼却炉の運転、日常点検及び清掃等を含む施設の日常的な管理 ・本業務により発生した焼却灰、動物の死体が収納されていた毛布、容器等の廃棄物の処分 ・施設敷地内の犬猫供養碑周辺の清掃および献花、容器等の廃棄物の処分 ・返骨依頼に伴う作業 ①焼却後、焼却炉から取り出した焼骨を収納容器に移し、保管する。 ②返骨依頼者が来所された際は、依頼書（依頼者控え）により確認し、保管していた焼骨が入った収納容器を渡す。 ・その他、上記業務に関連する事項

## 9 従事者の服装等

従事者の服装は作業に応じた衣服等を着用し、常に安全で作業しやすい服装に努めること。また、市民との対応には十分注意し、不快感を与えないように努めること。

## 10 従事者の勤務

受託者は、従事者が勤務するにあたり、労働基準法及び関係法令等を遵守させなければならない。

## 11 労務管理・安全管理等

受託者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き労務管理を十分に行い、従事者に対し常に労働安全の指導を行うとともに、従事者の意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。また、受託者は従事者の労務管理の一切の責任を負うものとする。

## 12 法令等の遵守

受託者は、業務を実施するにあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及びその他関係法令等を遵守するとともに、委託者の指示に従うものとする。

## 13 提出書類

受託者の提出する書類及び提出期日は次のとおりとする。

提出書類	提出期日
業務実施計画書	業務着手時
小動物死体収集（持込）日報 小動物死体処分依頼書 焼却炉運転日報	業務実施の翌日 (翌日が休日の場合は直近の開庁日)
業務完了届、小動物の死体処理月報 小動物の死体収集・運搬、処分等受付月報	業務完了後 5 日以内 (5 日までが休日の場合は、直近の休日ではない日)
作業従事者変更届	随時 (変更後速やかに)

## 14 事務室等の使用

受託者は、受託期間中無償で事務室等を使用できるものとする。なお、備え付けの設備等を破損した場合は、施設管理者と協議の上、受託者の責任で原状回復するものとする。

## 15 事務用器具、機械器具及び消耗品

収集運搬従事者との連絡用の携帯電話、事務用器具及び機械器具等の業務上必要なものは、受託者の負担で準備するものとする。

## 16 事務室等の光熱水費、燃料費及び通信費

### (1) 光熱水費及び燃料費

受託者が業務上使用する光熱水費及び焼却のために使用する燃料費は、委託者の負担とする。但し、効率的に使用し、節約に努めなければならない。

(2) 通信費

受託者が業務上使用する電話利用料は、受託者の負担とする。

(3) 収集運搬車両に関する費用

燃料費、維持管理費、保険料等の収集運搬車両にかかる費用は受託者の負担とする。

**17 委託料の支払い**

委託料の支払いは、各月毎の分割払いとする。なお、原則として毎月20日の支払（銀行口座への振込）とする。

**18 緊急時の対応**

緊急を要する場合、従業員が通勤に使用している車両を業務に兼用するものとする。その際は、速やかに委託者へ報告すること。

**19 委託業務の変更**

天変地異や施策変更など、本委託業務の内容について変更せざる得ない事情が生じた場合は、本契約内容の変更があるものとし、その際は契約金額の変更も含むものとする。なお、契約内容の変更を必要とするときは、双方で協議し定めるものとする。

**20 その他**

この仕様書に定めのない事項及び業務に関しては、双方で協議して定めるものとする。

**特記事項**

- 1 本業務の焼却処分に従事する者は消防法第13条の2に規定する「危険物取扱者免状」丙種以上を有すること。

# 業務実施計画書

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

受託者所在地

受託者氏名



小動物の死体収集・運搬、処分及び受付業務を次のとおり実施します。

## 収集運搬業務

従事者氏名	採用年月日	住所	生年月日
運転手			
作業員			

車両の規格（年式・積載量・登録番号）	車検有効期限	保険期間

添付書類：自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し

## 処分業務

従事者氏名	採用年月日	住所	生年月日

## 受付業務

従事者氏名	採用年月日	住所	生年月日



## 小動物死体持込日報

平成 年 月 日（ 曜日）

		個 数					その他の内訳
		5 kg 未満	5kg 以上 10kg 未満	10kg 以上 20kg 未満	20kg 以上	返骨	
飼 い	犬	( )	( )	( )	( )	/	
	猫	( )	( )	( )	( )		
	その他	( )	( )	( )	( )		
	小計	( )	( )	( )	( )		
野 良	犬	( )	( )	( )	( )		
	猫	( )	( )	( )	( )		
	その他	( )	( )	( )	( )		
	小計	( )	( )	( )	( )		
合 計		( )	( )	( )	( )		

注：( ) 内は動物管理所からの持ち込み分

## 小動物死体収集日報

平成 年 月 日（ 曜日）

		個 数					その他の内訳
		5 kg 未満	5kg 以上 10kg 未満	10kg 以上 20kg 未満	20kg 以上	返骨	
飼 い	犬	( )	( )	( )	( )	/	
	猫	( )	( )	( )	( )		
	その他	( )	( )	( )	( )		
	小計	( )	( )	( )	( )		
野 良	犬	( )	( )	( )	( )		
	猫	( )	( )	( )	( )		
	その他	( )	( )	( )	( )		
	小計	( )	( )	( )	( )		
合 計		( )	( )	( )	( )		

(事務処理用)

### 小動物火葬依頼書

※下記及び裏面の注意事項をお読みになり、ご同意したのも大枠内を記入してください。 郵

受付日	平成 年 月 日	受付時間	:	受付者	
(依頼者) 住 所	横須賀市	(請求先) 住 所	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
フリガナ		フリガナ	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
氏 名		氏 名	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
連絡先		連絡先	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
動物	種別 (ネコ、ミックスなど)	頭数	送骨の希望	重量	
大 ・ 猫 ・ その他	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
飼い・野良	持込・収集	整理番号			

※火葬後の焼骨引取りは、受付日から1週間以内にお動物火葬施設までお越しください。  
 受付時に送骨を希望されていない場合は焼骨をお返しすることはできません。  
 火葬日の指定、立会いはできません。

(お客様用)

### 小動物火葬依頼書

郵

受付日	平成 年 月 日	受付時間	:	受付者	
(依頼者) 住 所	横須賀市	(請求先) 住 所	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
フリガナ		フリガナ	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
氏 名		氏 名	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
連絡先		連絡先	<input type="checkbox"/> 同依頼者と同じ		
動物	種別 (ネコ、ミックスなど)	頭数	送骨の希望	重量	
大 ・ 猫 ・ その他	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
	・	頭	有 ・ 無	kg	
飼い・野良	持込・収集	整理番号			

(送骨用事務用)

受取日	平成 年 月 日	受取者	
-----	----------	-----	--

(依頼書控え)

## 小動物火葬依頼書

※下記及び裏面の注意事項を熟読、同意いたしましたので小動物の火葬を依頼します。 姓

受付日	平成 年 月 日	受付時間	:	受付者	
(依頼者) 住所	横須賀市	(請求先) 住所	<input type="checkbox"/> 小動物火葬施設		
フリガナ		フリガナ	<input type="checkbox"/> 小動物火葬施設		
氏名		氏名	<input type="checkbox"/> 小動物火葬施設		
連絡先		連絡先	<input type="checkbox"/> 小動物火葬施設		
動物	種別 (チワワ、ミックスなど)	頭数	返骨の希望	重量	
犬	・	頭	有・無	kg	
	・	頭	有・無	kg	
	・	頭	有・無	kg	
	・	頭	有・無	kg	
猫	・	頭	有・無	kg	
	・	頭	有・無	kg	
その他	・	頭	有・無	kg	
飼い・野良	神達・収集	整理番号			

※火葬場の燃費引取りは、受付日から1週間以降に小動物火葬施設までお越しください。  
 受付時に返骨を希望されていない場合は燃費をお返しすることはできません。  
 火葬日の指定、立会はできません。

## 注 意 事 項

【小動物の火葬を依頼された方へ】

- ・個別火葬はできません。  
 ・火葬日を指定することはできません。  
 ・立会をすることはできません。
- 返骨を希望されない場合は、施設で処理させていただきますのでご承知おきください。
- 受付日の変更、キャンセルはできません。 (受付時に燃費を領収された場合は、燃費は返却していただきません。)

【返骨を希望された方へ】

- 火葬日の燃費は、受付日から1週間以降に火葬施設でお渡しします。依頼書を併せてお返しください。
- 返骨予定日から1ヶ月を経過したものは施設で処理させていただきます。

小動物火葬施設

受付時間 月～土曜日【日曜日及び1月1日～3日はお休みです】

8時30分～11時30分、12時30分～16時

連絡先 046-8228-4195【小動物火葬施設】

046-8222-8489【資源燃費回収部】

【手数料】※野良は別料

項目	区分	例	手数料
火葬手数料	6kg未満	超小型犬など	2,060円
	6kg以上10kg未満	小型犬など	3,070円
	10kg以上20kg未満	中型犬など	4,120円
	20kg以上	大型犬など	6,160円
収集手数料	1kg		3,000円
返骨手数料	1kg		2,000円

【送料例】

項目	手数料合計
6kg未満の小動物を特込みした場合	2,060円
6kg未満の小動物を特込み+返骨依頼した場合	4,060円 (2,060円(火葬)+2,000円(返骨))
6kg未満の小動物を収集依頼した場合	6,060円 (2,060円(火葬)+3,000円(収集))
6kg未満の小動物を収集+返骨依頼した場合	11,060円 (2,060円(火葬)+2,000円(返骨) +3,000円(収集))



# 小動物の死体収集・運搬、処分等受付月報

(業者名)

年 月 分

日	曜日	電 話		来 所		備 考
		受付 (件)	問合せ (件)	受付 (件)	問合せ (件)	
1日						
2日						
3日						
4日						
5日						
6日						
7日						
8日						
9日						
10日						
11日						
12日						
13日						
14日						
15日						
16日						
17日						
18日						
19日						
20日						
21日						
22日						
23日						
24日						
25日						
26日						
27日						
28日						
29日						
30日						
31日						

### 焼却炉運転日報

平成 年 月 日( 曜日)

	時 刻	
二次燃焼室 点火	時	分
主燃焼室 点火	時	分
最初の投入	時	分
最後の投入	時	分
主燃焼室 消火	時	分

### 焼却炉運転日報

平成 年 月 日( 曜日)

	時 刻	
二次燃焼室 点火	時	分
主燃焼室 点火	時	分
最初の投入	時	分
最後の投入	時	分
主燃焼室 消火	時	分

## 小動物の死体収集・運搬、処分及び受付業務委託仕様書 2

### 【業務全般】

- ・市民への対応（電話対応を含む）については、細心の注意を払い、誠実に行い、決して不快感を与えることがないようにすること。
- ・依頼者から金品等は受け取らないこと。

### 【収集業務】

- ・2名乗車とし、収集作業（引取、説明、重量測定、等）も原則的に2名で行う。
- ・収集依頼があった死体が収集できない場合は、依頼者にその旨を連絡し、そのやりとりを記録しておくこと。
- ・午後4時までに収集を完了し事務所に戻れない場合には、翌日の収集とし、依頼者にその旨を伝え、了解を得ること。なお、その内容を記録しておくこと。
- ・収集した小動物死体の飼い主の連絡先が分かる場合（首輪などに連絡先があった場合など）は連絡をとり、その処理について確認をとること。  
また、鑑札があった場合は、動物愛護センター（TEL869-0040）に連絡をすること。
- ・行方不明の小動物の問い合わせには、上記以外の場合は対応できないため、丁重にお断りすること。

### 【中間処理業務】

- ・焼骨の引き取りを希望される場合は、死体の取扱いに特に注意すること。骨の取り違いや骨が決して混ざることなどがないようにすること。
- ・焼却中は炉の扉の開閉を行わないこと。

# 小動物火葬施設業務フロー

## 1 受付業務

- 火葬、手数料、返骨について依頼者に説明する。**(受付担当者)**  
(上記について、電話による問い合わせについても説明を行う)
- 同意を得た上で、小動物火葬依頼書に必要事項を記入してもらおう。**(依頼者)**
- 死体の重量を依頼者と共に測定し、依頼書に記入する。**(受付担当者)**
- 再度、火葬、手数料、返骨について依頼者に説明し、依頼書の3枚目(依頼者控え)を渡し帰っていただく。**(受付担当者)**
- 依頼書の2枚目(事務処理用)をビニール袋に入れ、死体(箱又は袋)に貼付し、冷凍庫に保管する。**(受付担当者、火葬担当者)**
- 依頼者が返骨受取りのため来所した場合、依頼書の3枚目(依頼者控え)と照合し、保管庫より返骨容器を取出し、依頼書の2枚目に受取の確認(サイン)をいただいて焼骨をお渡りする。**(受付担当者)**
- 依頼票1枚目と日報を市に提出する。**(受付担当者)**

## 2 火葬業務

- 死体保管用冷凍庫に、ほぼ同じ大きさの死体がある程度集まったら火葬場へ持ち込む。**(火葬担当者)**
- 焼骨が混ざらないよう、また個々の死体が確認できるように並べて火葬を行う。**(火葬担当者)**  
(※火葬中に炉の扉の開閉は決して行わない)

### 【返骨希望されなかったお骨】

- 火葬終了後、焼却灰を袋に詰め、「焼却灰重量管理票」(受託者確認用)に日付、重量等を記入する。**(火葬担当者)**

### 【返骨を希望されたお骨】

- 火葬後、返骨希望の焼骨は返骨用容器に納め、依頼書を貼付し保管庫で保管する。**(火葬担当者)**

## 3 その他

- 焼却灰については、定期的に一般廃棄物として受託者が処分する。



